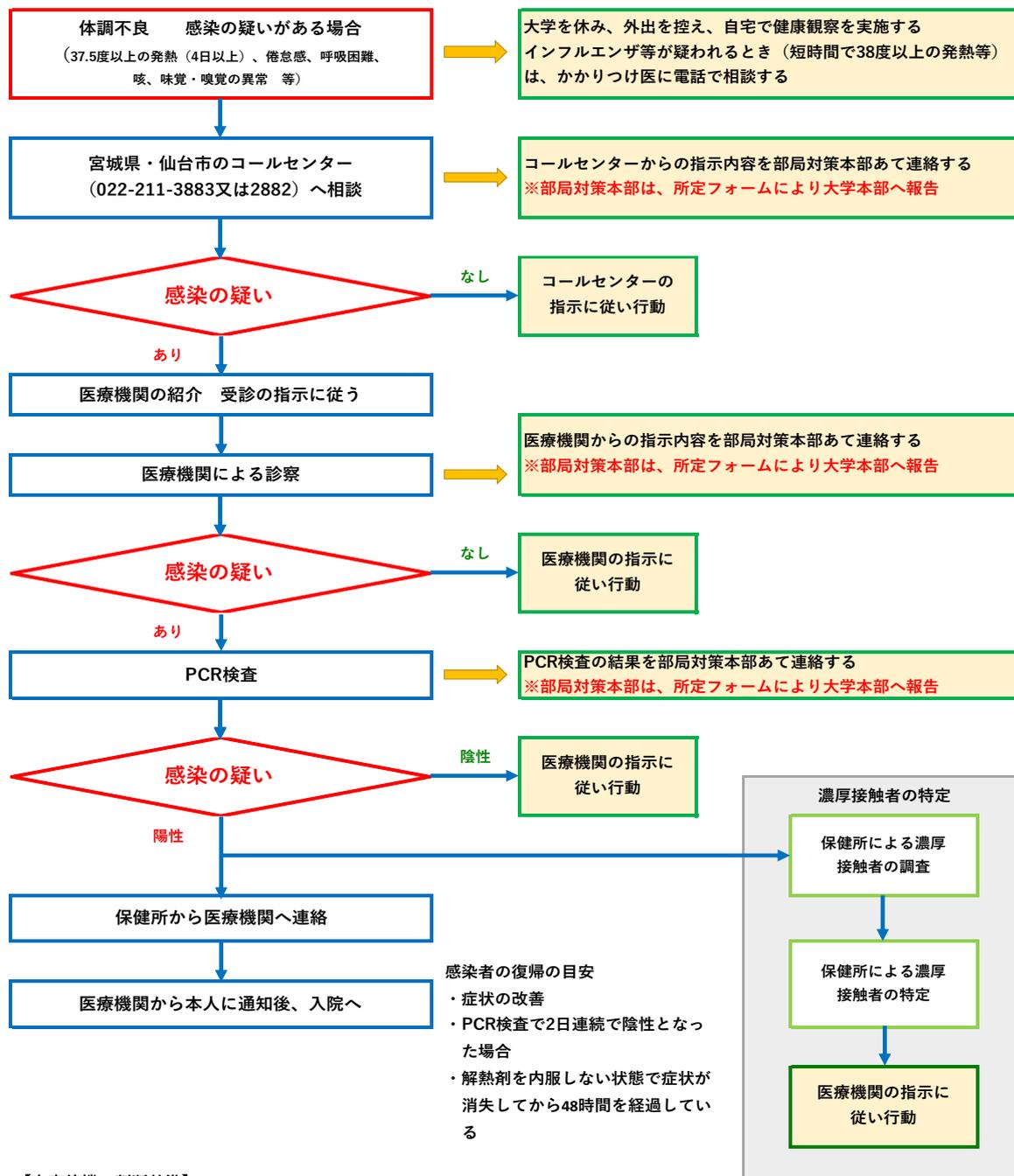


# 新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図



### 【自宅待機の判断基準】

以下に示す状況に該当する場合は、自宅において健康観察を実施すること

- ・感染者と濃厚接触が疑われる場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在した日に長時間（2分以上）滞在している場合（密閉された空間なら、短時間でも不可）
- ・感染者が発生した建物に、感染者が滞在した日に短時間滞在しており共有物品を利用している場合
- ・感染者が発生した空間（同室内）に、感染者が滞在していた日以降に、短時間滞在しており共有物品を利用している場合

### 【定義】

- 濃厚接触 : 2m以内で2分以上の会話をした
- 長時間 : 2分以上
- 共有物品 : PC、テーブル、ソファ、ポット、冷蔵庫、リモコン 等

各部署対策本部は、体調不良者等から連絡があった内容を安全衛生管理係へ  
[「新型コロナウイルス感染症報告フォーム」](#)で報告する

### 【フロー図に関する連絡先】

人事企画部人事労務課安全衛生管理係 [anzen@grp.tohoku.ac.jp](mailto:anzen@grp.tohoku.ac.jp)